

「事業推進委員会」設置規程

(趣旨)

第1条

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業（以下「本対策事業」という。）の適正な実施を図るため、全体の事業計画の決定及び提携システムの支援対象選定に関し、有識者の客観的意見を求めるため、大日本蚕糸会に「事業推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(構成)

第2条

- 委員会は、委員5名をもって組織する。
- 2 委員会に会頭が指名する委員長を置く。

(委嘱)

第3条

- 委員は、優れた学識を有する者の中から会頭が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 委員に対する謝金は、会頭が別途定める。

(委員会への諮問)

第4条

- 会頭は、次の事項に関し、委員会を招集し諮問する。
- ①本対策事業の年度計画に関する事項
 - ②提携システムの助成対象選定に関する事項

(委員会の議決)

第5条

- 委員会の成立は、委員の過半数とし、その議決は出席委員の過半数をもって決する。
- 2 ただし、個別の審議案件に関し、判断の中立性・公平性に疑念を生じさせる恐れのある事情がある委員は、当該案件の審議及び議決に参加することはできない。

(運営)

第6条

- 委員会の事務は、総務部において処理する。
- 2 その他必要な事項は、会頭が定める。

(附則)

本規程は、平成20年2月29日から施行する。